

主な記事

- 法人税関係法令の改正の概要 2面
- 基礎控除の引上げでQ&A公表 3面
- 調査査察部長会議を開催 3面
- 税理士事務所のデジタル化でFAQ 4面

食料品の消費税減税で「1%」を検討へ

社会保障国民会議の給付付き税額控除等に関する実務者会議（議長 小野寺五典自民党税制調査会長）は3日、13回目の会合を開催した。この中で、給付付き税額控除の導入までの間のつなぎとして検討する「食料品消費税ゼロ」に関連して、経済産業省から事業者等からのヒアリングに基づき、一部のレジシステムでは「0%対応」に向けた大規模改修等に制度の詳細公表から最大10カ月から1年程度が想定されるとする一方、税率1%への引下げであれば必要なシステム改修は最大5〜6カ月程度で済むとの見解が示された。消費税減税を実施する場合、税率を与党が選挙公約で掲げた0%とするか、スピード重視で1%とするかが、焦点となってきた。

システム改修期間は「0%」の半分程度 国民会議 スピード重視なら1%か

当日の資料による力ができないシステムと、いくつかあるレジシステムのうち、ターミナルPOS（専用機器）にパッケージソフトや独自ソフトウェアをインストールして利用）とその基幹システムでは、消費税率0%とする、主に二つの課題が生じるといわれる。一つ目は、「0」は割戻し計算ができないなど、ITシステム上は特殊な数値であるため、現在は「0」の入力と、この結果、0%対応をする場合、「0」を入力する項目の網羅的な洗い出し等に制度の詳細公表から3カ月の入力を可能とするシステム改修や非課税と0%課税を区分可能とするシステム改修などに3〜4カ月の程度、実装に向けたテストに3〜4カ月の程度を要し、導入に1〜2カ月の程度、店舗導入に1カ月の程度でそれぞれ済み、トータルでは最大5〜6カ月の程度になるとしている。

8年度の中学生の税の作文 募集を開始

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁はこのほど、令和8年度の中学生の「税についての作文」（後援一般財団法人大蔵財務協会など）の募集を開始した。募集要項によると、テーマは「税に関するもの」で、内容が税に関するものであれば何でもよい。作品は本人が創作したもので、未発表のものに限る。応募資格は中学生、義務教育学校生（後期課程）、中等教育学校生（前期課程）となる。文字数は題名も含めて1200字以内。作文のはじめに中学校名（例えば、〇県〇市立〇中学校）、学年、氏名（ふりがな）、題名を明記する。日本語で書かれた

もの限定で、パソコンで作成して印刷した作品の提出も可能。ただ、盗作や不適切な引用等があった場合は、審査対象外になることがあるほか、生成AIによって作成された文章の応募はご遠慮くださいとしている。通っている中学校を通じて、その地区の納税貯蓄組合連合会に提出する。直接、その地区の納税貯蓄組合連合会へ提出することもできる。応募締切は9月3日。優秀な作品には、内閣総理大臣賞をはじめ、総務大臣賞、財務大臣賞、文部科学大臣賞などが贈られる。入選発表は11月初旬を予定している。

マイページ

贈与税関係で閲覧情報を追加

9月下旬以降 相続時精算課税の適用状況など

国税庁は9月下旬以降に、e-Taxマイページの「贈与税関係情報」に新機能として「相続時精算課税適用状況」「更正・決定の通知情報」「書面申告時精算課税適用状況」

提出状況を追加する。では、相続時精算課税申告書の情報を確認する際には、マイページに「書面申告」として表示され、「書面申告提出状況」では、これまで「書面申告」の提出状況が表示される。贈与税の申告書の提出記録が表示される。贈与税の申告書の提出記録が表示される。贈与税の申告書の提出記録が表示される。

第22回「税に関する論文」募集

健全企業のブランド 納税協会
租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上等を目的として、広く「税に関する論文」を募集します。

賞	最優秀賞	100万円
	優秀賞	50万円
	奨励賞	30万円
	特別賞	10万円
賞	最優秀賞	50万円
	優秀賞	30万円
	奨励賞	20万円
	特別賞	10万円

応募期間 令和8年5月1日(金)～7月31日(金)
応募方法については、納税協会連合会ホームページでご確認ください。
税に関する論文 検索
https://www.nouzeikyokai.or.jp

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

村上晴彦・堀内真之・植山隆幸 共著
▼A5判・560頁・定価4290円(税込)

資産税・財産評価 重要実務質疑事例集

資産税・財産評価にまつわる誤りやすい事例から難易度が高く複雑な事例を精選して、詳細に解説した資産税実務に携わる税理士及び職業会計人必携の書。「事例・回答・解説」の構成で丁寧な解説。計算例や図表も使い、一般納税者から専門家まで理解を深められる実践的な一冊。「持ち回り保証金」等、地域により慣行の異なる取扱いについても大阪・東京方式の比較も交えて解説。
小林磨寿美 著
▼A5判・280頁・定価2420円(税込)

令和8年度版
増改築費用の税務

専門家でも悩むことが多い、メンテナンス費用や修繕費と資本的支出の判定。このような費用については、税務調査で必ずチェック項目とされる。本書は、資本的支出に関する修繕費や改良費及び増改築費用の実務に即し、難解な支出の判定をQ&A方式でわかりやすく解説。前版(令和4年5月刊)以降の改正に対応し、令和8年度税制改正によるリフォーム税制の改正も大きく取り込んだ5訂版。
鳴島英雄・富川泰敬 編著／深澤英雄・宮川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二・安河内誠 著
▼A5判・520頁・定価2530円(税込)

令和8年度版
タックスファイル

体系的かつ簡潔明瞭に、「各税を網羅的に解説した見やすさ」、「携行できるコンパクトさ」をコンセプトに、主に税務大学校研究部に勤務経験のある税理士が集まり、「知りたいことがすぐわかる」ように編集。実務に役立ち持ち運びに便利でコンパクトな税務ガイドブック。最新の税額表に対応!!
川田剛 編著
▼A5判・定価2200円(税込)・4月刊

基礎から身につく国際課税

基礎から身につく相続税・贈与税

基礎から身につく消費税率

基礎から身につく法人税

基礎から身につく所得税

基礎から身につく消費税率

基礎から身につく法人税

基礎から身につく所得税

令和8年度版 基礎から身につくシリーズ

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
https://www.zaikyo.or.jp

5.5%増の7兆9185億円

4月税収 企業業績など好調

財務省は1日、4月の税収実績をまとめた(表参照)。

同月分税収は、法人税と消費税の増加等の要因により前年同月比5.5%増の7兆9185億円と前年を上回り、同月末累計は、10.9%増の69兆746.6億円と増加した。補正後予算額80兆6980億円に対する進捗割合は、86.4%となっている。

4月の税収(単位:百万円)

税目	4月分(前年比)	4月末累計(前年比)
源泉分	1,285,040 (103.9%)	20,522,896 (122.8%)
申告分	2,395,375 (103.5%)	4,588,025 (104.5%)
計	3,680,415 (103.6%)	25,110,921 (119.0%)
法人税	827,503 (117.4%)	12,561,121 (118.7%)
相続税	244,167 (89.6%)	3,598,049 (108.6%)
消費税	2,644,885 (104.8%)	21,367,776 (103.5%)
酒税	178,248 (212.5%)	1,020,467 (94.3%)
その他	343,364 (93.8%)	6,088,280 (99.2%)
一般会計分	7,918,582 (105.5%)	69,746,614 (110.9%)

税目別にみると、3の源泉分は、基礎控除給与税収が減少した一方、利子税収の増加に

8年度法人税関係法令の改正の概要を公表

電子取引で取得 電磁的記録で保存必要

関連者間取引の書類保存等の特例を確認

国税庁は5月27日、令和8年度法人税関係法令の改正の概要を公表した。特定生産性向上設備等投資促進税制の創設や研究開発税制の見直し、賃上げ促進税制の見直しなど主要な改正項目のみを説明している。今週号では、企業グループ内の法人間で行われる取引の内容を正確に把握するため、内国法人が「関連者間取引を行った場合において、契約書等に対価の額の算定に必要な事項など一定の記載事項がないときは、「特定事項記載書類」の取得等・保存が必要となる、「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例」の概要を確認する。

同特例は、青色申告の承認を受けている内国法人は、その関連者(取引関連書類等)にその取引に関する資産または債務の提供の明細、その取引においてその青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法等、その他これらに準ずる書類で、法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているもの(取引関連書類等)に、その取引に関する資産または債務の提供の明細、その取引においてその青色申告法人が負担することとなる費用の額の計算の方法等、その他これらに準ずる書類を整理し、起算日から7年間、これを納税地等に保存しなければならない。

記録がないときは、その記載または記録がない事項(特定事項)を明らかにする書類(特定事項記載書類)をその取引を行った事業年度の申告書の提出期限までに取得し、または作成し、その特定事項記載書類を整理し、起算日から7年間、これを納税地等に保存しなければならない。

関係者間取引とは、次の①または②の取引のうち、販売費、一般管理費その他の費用の額の基となるものとして、3月以内の政令で定める日から施行する。

改正産競法が成立

大胆な投資促進税制の前提

産業競争力強化法等の改正法が5月29日、参院本会議で可決・成立した。近く公布され、原則として公布日から3月以内の政令で定める日から施行する。

同法の改正は、令和8年度税制改正で創設された大胆な設備投資の促進に向けた税制措置(特定生産性向上設備等投資促進税制)の

①関連者間取引の青色申告法人に対して行う工業所有権等の譲渡または貸付け(工業所有権等)に係る権利の設定その他工業所有権等を使用させる行為を含む) ②関連者間取引の青色申告法人に対して行う業務の提供のうち一定のもの ③起算日とは、作成または受領の日を属する事業年度終了の日の翌日から一定の月数を経過した日をいうが、その日は、基本的にその関連者間取引について適用される。

自動車は原則、車道の左側を走ることになっているため、私も歩道ではなく車道を利用している。しかし実際に車道を走ってみると、必ずしも自転車向きではないと気づかされる★歩道は広いのに車道左側が狭い道路もある。また、路面にわだちや盛り上がりがあった箇所、ひび割れなどが目立つところもある。ハンドルを取られそうになる時もあり、安全に走れるとは言いがたい。夏場にアスファルトが軟らかくなり、トラックやバスなどの重い車両が通ることでも路面が傷みやすくなるのが一因だ★本来、このような負荷に対応するために設けられた自動車重量税だが、現在では一般財源化され、道路整備にどれほど充てられているか見えにくい。道路交通法の改正を機に、車や歩行者、自転車が共存できる環境が求められる。(O)

より同3.9%増の1兆2850億円と増加。令和7年確定申告に基づく振替納付が中心の申告分も、前年分の定額減税により納税額が生じない人が一定数いたことによる影響がはく落し、同3.5%増の2兆3953億円と増加。源泉分と申告分を合わせた所得税全体は、同3.6%増の7兆9185億円と増加した。

法人税は、2月期決算法人の確定申告分と8月期決算法人の中間申告分が中心で、好調な企業業績を反映し、同17.4%増の8275億円と増加した。消費税は、国内分と税関分の増加により同4.8%増の2兆6448億円と増加。相続税は、個別要因により同10.4%減の2441億円と減少した。

は、4月分税収が1月移出分に係る収納月であることから、昨年12月31日の暫定税率廃止が影響し、同51.4%減の780億円と大きく前年を下回った。

財務省 国税庁異動 (5月28日)

兼国税庁長官官房企画課(国税庁長官官房人事課課長補佐) 塩田 真弓



株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロッド製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他



新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL 052-611-1151



もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島
TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

12月以後の源泉事務等を説明

基礎控除の引上げ等でQ&A

国税庁は5月29日、令和8年度税制改正(所得税の基礎控除の引上げ等関係)Q&Aを公表した。8年度改正では、2年連続となる所得控除の基礎控除や給与所得控除の最低保障額の引上げなどの改正が行われた。これら改正のうち、8年12月に行う年末調整など8年12月以後の源泉徴収事務に関する事項を中心にQ&Aとして取りまとめられた。基礎控除の引上げなどは8年12月1日に施行されるので、8年11月までの源泉徴収事務に変更は生じない点などが説明されている。

7年度税制改正でも、基礎控除の引上げ等の改正が行われ、7年12月1日に施行されたことに伴い、今回公表されたものと同じようなQ&Aが昨年5月に公表されていた。今回公表されたQ&Aの中には昨年5月公表のものとは、時期は1年ずれるものの同趣旨の質問が多く盛り込まれている。

基本的な仕組みを改めて紹介しておく。給与の源泉徴収事務は8年11月まで変更は生じない。8年12月に行う年末調整の際に、引上げ後の基礎控除額および国税庁が作成する「源泉徴収額表」を「年末調整等」のために給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収額表」によって計算した源泉徴収額との精算を行う。

給与の収入金額	その給与に係る給与所得の金額	その収入金額
69万1000円以上 74万1000円未満	なし	74万1000円未満
74万1000円以上 219万1000円未満	145万1000円	219万1000円以上 219万3000円未満
219万1000円以上 219万3000円未満	145万3000円	219万3000円以上 219万6000円未満
219万3000円以上 219万6000円未満	145万6000円	219万6000円以上 220万円未満

Q3-1では、給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、所得税法で定める8年分以後の「年末調整等」のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されているが、8、9年分の給与の収入金額が69万1000円以上220万円未満である場合に、その給与に係る最低保障額の引上げ(改正前65万円から改正後69万円に4万円引上げ)は反映されているものの、租税特別措置法の改正で8、9年に限り給与収入220万円以下の者を対象に給与所得控除を74万円とする給与所得控除額が99万1000円以下である場合に、その給与に係る最低保障額の引上げは反映されていない。

また、復興特別所得(源泉徴収額)を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税をその所得税と併せて国に納付しなければならぬこととされた。また、復興特別所得税については、改正前(2019年)に引き下げられ、課税期間が29年12月31日まで(改正前19年12月31日まで)10年間延長された。

KSK2・GSS移行での取組みを議論

国税庁 調査査察部長会議を開催

国税庁は5月21、22日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局調査査察部長会議を行った。調査課関係では、「調査課の使命・役割を踏まえた事務運営の推進」調査部におけるデータ活用の実装、「KSK2・GSSへの移行による税務行政を取

り巻く環境変化への対応と体制整備」「国際課税における課題への対応」など、調査課関係では、「査察事務におけるデジタル化の取組推進」などを議論した。まず、調査課関係の「調査課の使命・役割を踏まえた事務運営の推進」では、「リスク

7事務年度の取組状況、8事務年度の取組方針等について、各局と意見を交換。また、前回の会議でも議論に挙げられた成長分野に関する取組について、同庁から説明があった。

「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に

「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に

「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に

「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に

「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に


「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に

「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に


「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に

「調査部におけるデータ活用の実装」では、RBAに基づく事務運営においてデータ分析を行っていく中で、8事務年度に導入されるKSK2、GSSのほかに、現在運用している「法人情報管理統合システム」や生成AIの活用など、調査部に


いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗
【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》
大原本店・三軒院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテル店



電炊きまてごはん **土井**
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい **SUINA** 室町店
DOJI PLUS ONE KYOTO

アウス
Password of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil

イクイップメントのサポート商社
昭栄
株式会社

●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡

●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

税理士事務所のデジタル化でFAQ

日税連 実務で想定される内容を整理

日本税理士会連合会(太田直樹会長)と一般社団法人日税連税法データベース(TAINS)はこのほど、税理士事務所におけるデジタル化の推進を支援することなどを目的として、「税理士事務所のデジタル化に係るFAQ」を取りまとめた。会員専用ホームページで公開している。令和5年8月以降、15税理士会の全てにおいてデジタル相談室が設置され、その運用を開始、会員からはデジタルに関する多様な質問が寄せられており、これらのうち共通性の高いものや実務上想定される内容を整理などしたもの。

具体的には例えば、「電子帳簿保存法、インボイス制度への対応はどのように実施すべきですか?」の項目の

理士事務所がどちらが担当するかを明確に分担することが課題となること、顧問料の引上げが難しい関与先に対しては、領収書の記載確認を関与先の作業とすることを検討する必要があるなど、事務所の工数を軽減するよう交渉する。また、「デジタル化に対応できない関与先

や事務所職員へのアプローチや対応策を教えてください」との関与先へのアプローチとして、デジタル化を強制すること、関係悪化を招くリスクがあるため、無理をせずに関与先のレベルに合わせて対応するとし、例えば、「今月はクラウド会計のスマホ撮影機能で領収書を撮ってしましよ

う」など、小さな成功体験を積み重ねる依頼をする。紙による処理を希望する関与先に対しては、税理士事務所側のコストも増加する旨を説明の上、その費用負担の在り方について各事務所の実

情に応じて検討することが考えられるとしている。その他、ペーパーレス化、キャッシュレス納付、セキュリティ対策なども盛り込む。なお、同FAQは、

デジタル相談室における相談事例のうち公表が可能なものおよび想定される質問を基礎として、TAINSに委断は、関係法令および最新の情報に基づき、各会員の責任において行われる必要があるとしている。

徴基通を一部改正

企業価値担保権の創設等で

国税庁は5月20日、「国税徴収法基本通達」の一部改正について(法令解釈通達)を発

した。これは、事業性融資の推進等に関する法律の創設及び令和6年度法制改正による

「有形資産に乏しいスタートアップや経営者保証により思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、事業の将来性に基づく融資を後押しする制度(企業価値担保権)の創設などを盛り込んだ事業性融資の推進等に関するとしている。

「有形資産に乏しいスタートアップや経営者保証により思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、事業の将来性に基づく融資を後押しする制度(企業価値担保権)の創設などを盛り込んだ事業性融資の推進等に関するとしている。

公示送達情報を国税庁HPに掲載

税務署等で掲示していた

国税庁は5月19日、「国税通則法基本通達(徴収部関係)」の一部改正について(法令解釈通達)を発した。

令和5年度法制改正において、インターネットを利用する公示送達の方法が導入されたことなどに伴い、所要の整備を行うもの。公示送達制度の見直しにより、国税庁ホームページには、国税庁、国税局・所、税務署の公示送達情報が掲載されている。

「公示送達」は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を、その行政機関の掲示場に掲示する。また、公示送達すべき書類の名称

の住所及び居所が明らかでない場合または外国において送達すべき送達につき困難な事情があるとき、書類の送達がなされたものとみなすこととされている。

5年度法制改正では、納税者の利便を向上し、公示送達を合理化する観点から、インターネットを利用する公示送達の方法が導入された。

具体的には、公示送達は、①公示事項をインターネットを利用する

一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとも

に、②公示事項が記載された書面を税務署等の掲示場に掲示し、または公示事項をその税務署等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるともなすこととされている。

掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、①と②のいずれか遅い方の措置が開始された日から起算するとしている。

また、公示事項の「送達すべき書類の名称」

ら、「送達すべき書類を特定するために必要となる情報」となっている。

確定申告会場における休日の相談対応(閉庁日対応)を終了した。

7年分確定申告では、閉庁日に確定申告会場に来場して申告した人が約5万人と、ピーク時(平成28年度)の20万人と比べて約4分の1と大幅に減少。

確定申告を行う人のe-Tax利用割合が77.1%と8割目前に迫る中で、こうした納税者ニーズの変化を踏まえた上での終了となった。

7年分からは、新たに全局で「確定申告電話相談・受付時間外用ボイスボット」を1月5日から3月16日まで試行し、期間中のボイスボットの着信件数は、約15万件だった。同庁は、8年分確定申告でも、ボイスボットを継続していく予定だ。

なお、ボイスボットは、税務署や確定申告電話相談センターの受付時間外(平日夜間および土・日・祝日)でもAIを活用した音声自動応答システムによる電話相談ができるというもの。

国税相談専用ダイヤルまたは所轄の税務署に電話すると、確定申告期によくある質問についてボイスボットが音声で認識し、回答する。また、質問の内容に応じて、通話後に、国税庁ホームページの関連ページのURLをSMSで受け取ることができる。

ボイスボットの着信件数は15万件

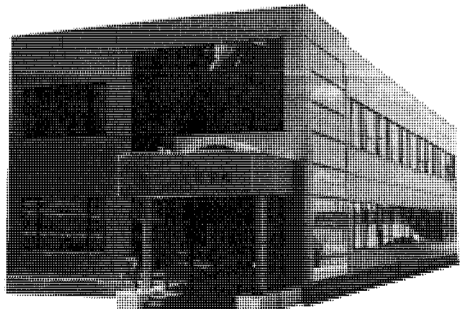
7年分確定申告から新たに全局で試行

7年分からは、新たに全局で「確定申告電話相談・受付時間外用ボイスボット」を1月5日から3月16日まで試行し、期間中のボイスボットの着信件数は、約15万件だった。同庁は、8年分確定申告でも、ボイスボットを継続していく予定だ。

なお、ボイスボットは、税務署や確定申告電話相談センターの受付時間外(平日夜間および土・日・祝日)でもAIを活用した音声自動応答システムによる電話相談ができるというもの。

国税相談専用ダイヤルまたは所轄の税務署に電話すると、確定申告期によくある質問についてボイスボットが音声で認識し、回答する。また、質問の内容に応じて、通話後に、国税庁ホームページの関連ページのURLをSMSで受け取ることができる。

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

93

我が国の租税制度の根幹でもある所得税の税収の大半は、源泉徴収制度によって徴収されている。よって、源泉徴収制度なくして、我が国の税務行政のあり方を論じることができないことにもなる。

しかし、この源泉徴収制度は、国税の徴収制度でありながら、給与等の支払者である源泉徴収義務者の尽力なくして成り立たないことになっている。しかも、源泉徴収義務者は、国から何ら報酬を与えられることなく所得税の徴収・納付が義務付けられており、その義務を怠ると、延滞税・不納付加算税、場合によっては重加算税という厳しい行政制裁が課せられることになる。

それでは堪らないということで、かつては、源泉徴収義務者らが、源泉徴収義務制度は憲法29条(財産権)、憲法14条(平等原則)等に反する旨争ったことがある。これに対し、最高裁判昭和37年2月28日大法院判決は、次のように判示して、同制度が合憲であることを明確にしている。

「給与所得者に対する所得税の源泉徴収制度は、これによつて国は税収を確保し、徴税手続を簡便にしてその費用と努力とを節約し得るのみならず、担税者の側においても申告、納付等に関する煩雑な事務から免かれることができる。また徴収義務者に

しても、給与の支払をなす際所得税を天引しその翌月10日までにこれを国に納付すればよいのであるから、利するところ全くなしとはいえない。されば源泉徴収制度は、給与所得者に対する所得税の徴収方法として能率的であり、合理的であつて、公共の福祉の要請にこたえるものといわなければならない。これすなわち諸国においてこの制度が採用されているゆえんである。かように源泉徴収義務者の徴税義務は憲法の条項に由来し、公共の福祉によつて要請されるものであるから、この制度は所論のように憲法29条1項に反するものではなく、また、この

制度のために、徴税義務者において、所論のような負担を負うものであるとしても、右負担は同条三項にいう公共のために私有財産を用いる場合には該当せず、同条項の補償を要するものでもない。

△中略△

租税はすべて最も能率的合理的な方法によつて徴収せらるべきものであるから、同じ所得税であつても、所得の種類や態様の異なるに依じてそれぞれにふさわしいような徴税の方法、納付の時期等が別様に定められることはむしろ当然であつて、それらが一律でないことをもつて憲法14条に違反するということではない。次に論旨は、源泉徴収義務者が一般国民に比して不平等な取扱を受けることを論難する。しかし法は、給与の支払をなす者が給与を受ける者と特に密接な関係にあつて、徴税上特別の便宜を有し、能率を挙げ得る点を考慮して、これを徴税義務者としていたのである。この義務が、憲法の条項に由来し公共の福祉の要請にかなうものであることは、すでに論旨第一について上述したとおりである。」

最判にも疑義⑩ 源泉徴収義務

このような大法院判決は、「大法院」であるが故に、現行の源泉徴収義務制度の合理性についてお墨付きを与えたものであり、何ら問題がないようにも考えられる。しかしながら、この大法院判決は、前述のように「毎月定時に支給される給与」に係る源泉徴収義務を前提にしているのであるが、当事者が「給与等」に認識できない場合にも、徴収義務とそれを怠った場合の行政制裁のあり方には疑問がある。

例えば、会社のオーナーが、会社の売上げを私的に流用したり、会社からはオーナーに対する貸付金という形で資金を引き出し、私的に流用することはよく見受けられることであるが、それらの場合にも、「給与等の支払」が認定され、源泉徴収義務が課せられ、場合によっては、重加算税が課せられる(東京地裁令和7年8月6日判決等)こともある。これらの場合に所得税の徴収義務を強制することは、徴税の合理性にはかなうことであろうが、前掲の大法院判決の想定外であるようにも考えられる。そうであれば、せめて重加算税のような行政制裁については配慮されるべきであろう。

少額特例が適用されれば帳簿のみの保存でよい

任意の一取引に係る簡易インボイスの保存でよい場合も

- インターネットバンキングで振込み等を行った場合
インターネットバンキングなど、オンラインで振込みを行った際の手数料等については、電子データにより簡易インボイスが提供される場合には、その電子データをダウンロードする必要があります。ただし、同種の手数料等の支払いが繰り返し行われているような場合において、その手数料等の簡易インボイスに係る電子データが、インターネットバンキング上で随時確認が可能な状態であるなど一定の要件を満たすのであれば、必ずしもその簡易インボイスに係る電子データをダウンロードしなくても、仕入税額控除の適用を受けることができます。
- 金融機関から各種手数料に係るお知らせが送付される場合
金融機関から各種手数料に係るお知らせ(インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号、適用税率、取引の内容が記載されたもの)に限ります。)が送付される場合には、そのうちの1のお知らせを保存することで、簡易インボイスの保存に代えることができます。
- 少額特例が適用される場合
基準期間における課税売上高が1億円以下であるなど一定規模以下の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置(少額特例)も設けられていますので(28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①)、上記1~3のような対応は必要ありません。

インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 9

金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存

金融機関の窓口又はオンラインで決済を行った際の振込手数料や入出金手数料(以下「手数料等」といいます。)について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として簡易インボイスと一定の事項が記載された帳簿の保存が必要となります(消法30⑦)、以下のような方法によることもできます。

1 窓口で振込み等を行った場合

金融機関における振込みや入出金が多頻度にわたるなどの事情により、全ての手数料等に係る簡易インボイスの保存が困難なときは、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等(個々の課税資産の譲渡等(振込サービス・入出金サービス)に係る取引年月日や対価の額が判明するもの)に限ります。)と、その金融機関における任意の一取引(一の振込み又は入出金)に係る簡易インボイスを併せて保存することで、仕入税額控除を行うことができます。

なお、金融機関のATMで振込み等を行った場合で手数料等の金額が3万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます(自動販売機等特例)(消令49①一二、消規15の4一)。

BE AN EXPLORER.
冒険しよう。



BEMAC 株式会社

本社・海老川工場：〒794-8582 愛媛県宇治野原町甲第1番地 TEL 0898-25-2222
東京本社：TEL 03-6358-5211 大阪本社：TEL 06-6476-4611

社会に貢献する
優良企業

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一三五〇

裁決事例集

289

裁決のポイント

請求人が相続により取得した建物は、約2年間空き家で、請求人が不動産会社に賃貸の相談したのは相続開始から11カ月後であるなどとして、当該建物の敷地の用に供されている土地は「貸付事業用宅地等」に該当せず、小規模宅地等の特例は適用できないとした事例。

審査請求人が、相続により取得した建物及び土地について、財産評価基本通達に定める「貸家」及び「貸家建付地」と評価し、さらに当該土地について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(本件特例)を適用して相続税の申告をしたところ、原処分庁が、当該建物及び土地は「貸家」及び「貸家建付地」に該当せず、また、当該土地に本件特例を適用することはできないとして、相続税の更正処分等をした。これに対し、請求人が原処分庁の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、当該建物及び土地は「貸家」及び「貸家建付地」として評価すべきではなく、当該土地は、相続特別措置法第69条の4の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(第3項第4号に規定する「貸付事業用宅地等」)に該当しないとして、処分は適法であるとした(令和7年5月20日付、非公開裁決)。

基礎事実等

本件被相続人の死亡により本件相続が開始した(本件相続の開始日を本件相続開始日)。本件相続に係る共同相続人は、請求人ほか2名であった。請求人は、本件相続により、本件土地及び本件土地の上に存する本件建物(本

編集部編

相続により取得した建物は約2年間空き家、貸付事業用宅地等に該当せず

件土地と併せて本件不動産を取得した。本件建物は、平成3年に新築された木造瓦葺2階建ての戸建住宅である。

本件建物は、少なくとも令和2年1月以降、本件被相続人の長男(請求人の弟)に対し賃貸されていたが、当該賃貸に係る賃貸借契約(本件賃貸借契約)は同年7月に解除され本件被相続人に明け渡された。

本件建物は、当該明渡し以降、空き家となっており、本件相続開始日において、賃貸されていなかった。

請求人は、令和4年7月16日、〇〇〇〇との間で本件不動産を売却する旨の不動産売買契約(本件売買契約)を締結した。

なお、本件建物は、本件相続開始日以後、本件売買契約の締結まで引き続き空き家のままであった。

請求人は、本件相続に係る相続税について、法定申告期限までに申告した。

請求人は当該申告において、本件不動産について、財産評価基本通達93条の4の「貸家」及び「貸家建付地」の評価に定める「貸家」及び「貸家建付地」として評価した上で、本件土地は、措置法第69条の4第3項第4号に規定する「貸付事業用宅地等」に該当するとして、本件特例を適用した。

原処分庁は、これに対し、本件不動産は「貸家」及び「貸家建付地」には該当せず、また、本件土地は「貸付事業用宅地等」に該当しないため本件特例を適用することはできないとして、令和6年4月24日付で、本件相続税の更正処分(本件更正処分)及び過少申告加算税の賦課決定(本件賦課決定処分)をした。

請求人は、本件更正処分及び本件賦課決定処分を不服として、令和6年6月26日に審査請求をした。

争点は、①本件不動産は、「貸家」及び「貸家建付地」として評価すべきか否か、②本件土地は、措置法第69条の4第3項第4号に規定する「貸付事業用宅地等」に該当するか否か。

請求人の主張

①本件建物の賃貸借契約の解除後も新たな賃借人を探し意思があり、いつでも稼働し得るようメンテナンス等を行っていたのであるから、本件不動産は、「貸家」及び「貸家建付地」として評価すべきである。

②本件特例の適用について、本件建物の敷地の用に供されている本件土地は、相続開始の時に一時的に本件建物に賃借人がいなかったにすぎず、「事業承継要件」及び「保有継続要件」を満たしているものであるから、「貸付事業用宅地等」に該当する。

審判所の判断

①本件建物は、相続開始日において現に賃貸されていなかったことから、財産評価基本通達にいう「貸家」に該当せず、また、本件土地は、本件建物の敷地の用に供されてはいるが、本件建物が貸家に該当しないことから、「貸家建付地」に該当しない。

②本件建物は、賃貸借契約が終了した後、約2年間にわたって空き家の状態が続いていたこと、被相続人は、本件建物が空き家となつてから相続が開始するまでの間、不動産会社に新たな賃借人の募集について相談をしておらず、請求人が初めて本件建物の賃貸について不動産会社に相談をしたのは、相続開始から11カ月後であること、請求人は、本件建物を新たに賃貸しないまま売買契約を締結していることからすると、本件建物は、一時的に賃貸されていなかったものとは認められないから、相続開始の時ににおいて、本件土地は被相続人の貸付事業の用に供されていたとは認められず、また、請求人が相続開始の時から相続税の申告期限までの間に本件土地に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、本件土地を貸付事業の用に供していたとも認められないから、本件土地は、措置法第69条の4第3項第4号に規定する「貸付事業用宅地等」に該当しない。

注目の二冊

修繕費・改良費及び増改築費用の税務
(令和8年改訂版)

小林磨寿美 著

専門家でも悩むことが多い、メンテナンス費用や修繕費と資本的支出の判定。このような費用は、税務調査でのチェック項目。

本書は、資本的支出に関わる修繕費や改良費及び増改築費用の実務に即し、難解な税務判定をQ&A方式でわかりやすく解説。裁決例や裁判例を取り入れ、実際にどのようなことが問題とされ、どのような判断が下されたのかを示す。

取り扱った範囲としても有形減価償却資産だけでなく、土地やソフトウェアについても取り上げている。

事例においては、「資本的支出と所得計算」「賃借物件と修繕費、資本的支出」「土地と資本的支出」「建物の維持管理費と資本的支出」「機械及び工具器具備品とメンテナンス費用」「附属設備と構築物」「定期メンテナンス費用」「増改築等と税制特例」「パソコン・ソフトウェア・LAN」などの項目を解説。

前版(令和4年5月刊)以降の改正に対応し、令和8年度税制改正によるリフォーム税制の改正も大きく取り込んだ5訂版。

A5判、285ページ。定価2,420円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



昭和木材株式会社

本社：東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111

旭川工場(製材・加工・乾燥)流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601

住宅事業部：東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969

札幌支店・札幌工場(プレカット・2×4パネル)
石狩市新港南1丁目(石狩工場団地内)
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190

東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557

盛岡営業所：岩手県柴波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666

仙台営業所：宮城県仙台市若林区鉾町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402

青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873

東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916

名古屋支店：名古屋港区藤前3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131

大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334

西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に



愛知ヨーグ株式会社

本社・工場：愛知県小牧市大字間々原新田字中島500
☎0568-77-3141

名古屋センター：名古屋市中区東区よもぎ台1-1101
☎052-773-4911

小牧センター：愛知県小牧市大字間々原新田字中島500
☎0568-71-4911

四日市営業所：三重県四日市市日永東2-1871
☎059-347-4911

三河センター：愛知県豊川市小坂井町宮下77-1
☎0533-95-4911

福岡営業所：福岡県大野城市御笠川3-4-15
☎092-503-2151

熊本営業所：熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847
☎096-283-3441

鹿児島営業所：鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9
☎099-229-4911

北陸営業所：石川県金沢市千木1-85
☎076-257-3565

関東営業所：東京都千代田区神田錦治町3-7-21
☎03-3526-3141

天翔神田駅前ビル6F607

岐阜営業所：岐阜県瑞穂市野白新田31-7
☎058-260-4911

京都営業所：大阪府茨木市横江1-2-15
☎072-634-4911

長野営業所：長野県伊那市御園2
☎0265-76-4939

精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光興産特約販売店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263

石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2075

西加茂給油所……TEL 0256(52)2137

加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603

ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144

建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678

自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

税務調査と

真実

9

■井東 圭

■先生と呼ばれた男(9)

「得意先と飲んだ時のお店の領収証は、取ってありますか？」

杉江は、雑収入を除外したと認めた社長に対し、事実関係を詰めた。

「いいえ。跡が残らぬよう、すべて捨てましたわ。だから何もありません」

「本当ですか？ では、念のためもう一度、事務室を確認させてください」

「先ほどご覧になったでしょ。何もありませんよ」社長はオリコンを見た。杉江は思う――。

事務室でガサ掛けをし、その場で1つ1つ物の中身も吟味すべきだったか。ただそうすれば、先生と呼ばれている社長のメンツを潰すことになる。そう社長に配慮したことが、逆に、仇となってしまったのか……。

「じゃあ、飲食をしたというお店の名前や場所を教えてください」

「反面調査ですか？」

「よくご存じで」

「店に行かれても、確たる収獲はないと思いますわ。それに、毎回、相手の好みや要望によって店も変わりましたから。ご迷惑をかけたうえに、これ以上調査官にいらぬお手間をおかけするのは、私としては、なんとも心苦しい限りですわ」

「これが仕事ですから」

「そうですね……、ただ――」社長は杉江の顔をまじまじと見ながら、

「反面調査をされたとして、何かが変わるんですかな？ 雑収入除外の事実が無くなったり、使った金が、交際費などの経費として認められたりとか」

「……」

「――であれば、結果は、同じでしょう。ならば、ご容赦願いますわ」

「では、そのお気持ちも含めて、申述書を書いてください」

「申述書？」

「ええ、私どもの税務署長に対して、社長さんが雑収入を除外した事実を。具体的に、その金額が毎期いくらで、その金額を、いま私に説明されたように、何に使ったのか――。」

100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

公益信託認可基準「受託者の要件①」

今回は、受託者の要件について述べる。

○受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること(公益信託に関する法律(以下「法」という)8二)

【経理的基礎】(GL第3章第1節第2-1)

経理的基礎の具体的内容は(1)信託財産及び固有財産の確保、(2)適正な分別管理及び経理の仕組み、(3)情報の適正開示の仕組みとされている(公益信託規則4①)。

(1)信託財産及び固有財産の確保

安定的かつ継続的に信託事務を行うため、適切な信託財産が確保されている必要がある。信託財産以外の資金を前提とする場合は、審査において対価収入の積算根拠、寄附金の見込み、借入計画等の情報が求められる。

受託者の要件「経理的基礎」「技術的能力」

(2)適正な分別管理及び経理の仕組み

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託財産に属する財産とを分別管理しなければならず、信託財産の種類や規模、安定資産以外で積極運用を行うかなどに応じて、専門性や人材・組織の確保等が必要になる。また、不適正な経理処理を行わないため、重要な財産処分等は信託管理人や合議制機関の同意を必要とするなどの整備が必要。

(3)情報の適正開示の仕組み

公益信託の収支予算書・計算書類等については、信託管理人の承認を得なければならない(公益信託規則44)。

計算書類等の作成に当たり経理の専門家の関与が必要。具体的には、公認会計士や税理士等が確実に関与する仕組み(受託者に所属など)が求められる。なお、信託管理人が税理士もしくは公認会計士又は法人の場合は、受託者に経理事務経験者が確実に関与する仕組みの確保で良く、費用又は収益額が1億円未満の場合は、経理事務経験者が確実に関与する仕組みの確保が良い。

【技術的能力】(GL第3章第1節第2-2)

受託者に必要な「技術的能力」については(1)適正な運営の仕組み、(2)専門家の関与、(3)任務の安定性・継続性が求められている(公益信託規則4②)。

(1)適正な運営の仕組み

受託者が信託会社や上場会社、公益法人や社会福祉法人、認定NPO法人、学校法人などの場合は、原則適正な運営を確保する仕組みがあるとされる。

その金額を、いま私に説明されたように、何に使ったのか――。」

「そしてまた、事実関係については、言えない、なぜ言えないのかを、書いて、署名・捺印してもらえますか」

社長は、スッと頷き、

「紙は、何でもよろしいかな？」

と、杉江に問うと、コピー用紙に下書きもなく、さらさらと書き綴った。

杉江は内心、啞然としていた。

まるで社長は、あらかじめすべてを想定し、申述書を書くことまで覚悟していたかのようであったからだ。

杉江が各期集計した金額を、社長は写し終えると、みずから最後に、

今後、このようなことは決して致しませんことを、お約束申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

と記し、年月日を入れると、

三平運輸有限会社
代表取締役社長
比嘉 善蔵

と書き、押印したのだった。

杉江は、社長、その人の名を、初めて認識した気がした。

◆ ◆ ◆
その後の調査では、現物確認調査によって把握した、うぐいす信金ツバメ支店に反面調査が実施された。

金融機関に対する反面調査に不慣れな杉江は、先輩の上席国税調査官とともに信金に赴き、手始めに、口座の名寄せを依頼し、公表簿外とされていた口座以外に、法人や社長名義により口座がないかを確認した。

他に、雑収入除外に用いられた口座

預金からは、比嘉社長がATMで現金を引き出していたことから、引出口に、

他行等への送金や、仮名や借名口座などを利用し別途、資産化がはかられていないかを、信金の同日の出入金伝票により確認した。しかし、それらの事実は把握されなかった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実

は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。

また、雑収入除外の対象となった自販機会社や商品の仕入先へ反面調査を行い、現金の出入金の事実関係を確認していった。だが、会社での現物確認調査で把握した社長記帳の出納簿のほかに、本人名義や借名口座による他の脱税や、資産形成などにつながる事実は、確認されなかったのだった。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度末における給与所得の源泉徴収義務者数になります。

答え = 万件

ナンプレの予想難易度：7

		B	8					
		9	6	7		2	4	
		8	3				C	
		6	2			1		3
	8	2		9		5	6	
1		3			6	4		
					1	6		
	6	7		8	2	9		
	A				7			

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 6月14日(日)

前回の答え 万件



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

なんでも相談していただける
金融機関を目指してまいります

いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201



名古屋中法人会が総会

8年度事業計画など報告

公益社団法人名古屋中法人会(杉浦正樹会長)は5月27日、名古屋東急ホテルで第15回通常総会を行った。写真。議事では、令和7年度収支決算が可決承認されたほか、決算期別研修会や税務研修会の開催など税知識の普及を目的とする事業、税の啓発活動である「税に関する絵はがきコンクール」など納税意識の高揚を目的とする事業、税務及び税制に関する調査並びに提言に関する事業、地域企業の健全な発展に資する事業の実施などを盛り込んだ8年度事業計画と収支予算などの報告がなされた。



当日は、来賓として名古屋中税務署の新實亮署長、馬淵大樹副署長が出席した。堀川会長は「令和7年度事業計画が可決承認されたことは、税務知識の普及を目的とする事業、税の啓発活動である「税に関する絵はがきコンクール」など納税意識の高揚を目的とする事業、税務及び税制に関する調査並びに提言に関する事業、地域企業の健全な発展に資する事業の実施などを盛り込んだ8年度事業計画と収支予算などの報告がなされた。

福岡中央青申会が総会

堀川会長が再任 東谷署長が講演

一般社団法人福岡中央青色申告会(堀川正志会長)は5月22日、福岡市で「第8回(令和8年度)定時総会」を開催した。役員や会務の報告として博多税務署の東谷光則署長が幹部が出席した。堀川会長のあいさつに続き、令和8年度事業計画案を承認。その最重点事業では▽令和9年から適用が始まる会計ソフト「ブルーリターンA」の活用を強く推進し、会員の節税



効果を最大化する▽税務行政のDX(デジタル変革)が進み利便性が向上したスマホ申告やキャッシュレス納付を周知することで、会員事業所の従業員が行う確定申告等を支援することなどを盛り込んでいる。また、役員改選もあり、堀川会長が再任された。この後、会員増強運動表彰写真もも行われ、総会後には、東谷署長が「税とお酒のなし」と題し基調講演を行った。

高岡青申会に功労賞を贈呈

富山県青連が総会

富山県青色申告会連合会(田畑彰会長)は5月21日、富山市内で第60回定例総会を開催した。役員や会員、来



会勢拡大に尽力した高岡青色申告会に功労賞が贈られた。写真。富山青申会が総会を開催 永年勤続表彰も 富山青色申告会(田畑彰会長)は5月14日、富山市内で第64回定例総会を開催した。役員や会員、来賓として富山税務署の鈴木高之署長が出席した。写真。

令和8年度事業計画の重点項目として、税制改正に関する説明会が実施された。役員や会員、来賓として富山税務署の鈴木高之署長が出席した。写真。

また、総会に先立ち

訂正 6月1日号8面の淡路納税協会の記事で、見出しに栗田酒税課長とあるのは、栗田酒税課長の誤りでした。お詫びして訂正します。

【永年勤続役員】 敬称略(順不同)。吉田啓一、橋本公三子、和田和美、岩谷勝弘、村井睦美、山口英隆、川西亮、柳原友美、林照男、古田智典、高橋豊明、杉本光廣、三井清春、矢島直人、寺嶋博。

6月12日大阪・6月17日名古屋開催セミナー

微妙な法令解釈力が必要とされる 申告実務判断の分かれ目を検証する

講師は税理士・笹岡宏保氏

(相続税・贈与税編)

資産税ではちょっとした前提条件(基礎事実)が異なるだけで、結論が正反対になることも珍しくありません。例えば、次の事例はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

【事例】建物取壊費用見積額の債務控除の可否

借地人に係る借地期間中における債務不履行(地代不払い)により、借地上の家屋の取り壊しを伴う立退きが判決により確定していた場合において、当該家屋の取り壊しに着手する前に相続開始があったときの合理的な取壊費用の見積額を債務計上できますか。

上記のような相続税・贈与税の申告実務における微妙な法令解釈力が必要とされる何例かの事例を確認します。

大阪 【日時】 2026年6月12日(金) 10:00~17:00 ※受付開始9:30、研修時間:6時間 【会場】 国民会館 12階(大阪市中央区大手前2-1-2) 地下鉄「天満橋」駅/3番出口(大阪城方面出口)/徒歩約3分 京阪電車「天満橋」駅/東出口/徒歩約6分

名古屋 【日時】 2026年6月17日(水) 10:00~17:00 ※受付開始9:30、研修時間:6時間 【会場】 I MYビル(名古屋市中区葵3-7-14) 地下鉄東山線「千種」駅/1番出口/徒歩約1分 地下鉄桜通線「車道」駅/3番出口/徒歩約1分

講師 税理士・笹岡宏保(ささおか・ひろやす)氏 昭和37年兵庫県神戸市出身。平成3年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税の講師として活躍している。

受講料 1名につき20,000円(税込・レジュメ代を含む)

※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格16,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ。当日会場で配布いたします。

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」 どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

<p>贈答品</p> <p>「香典返し」「内祝い」等に</p>	<p>プレゼント</p> <p>「就職祝い」「退職祝い」等に</p>	<p>景品</p> <p>「ゴルフ大会の景品」等に</p>
--	---	--------------------------------------

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。【※有効期限:2031年3月31日】

全国酒販協同組合連合会(全酒協)

登録番号関東財務局長 第00090号/一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号 〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。

